

平成30年2月定例会(事前)
次世代人材育成・少子高齢化対策
特別委員会資料(県民環境部)

徳島県スポーツ推進計画

～スポーツで創る！とくしまレガシー～



平成 年 月

徳 島 県

(案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって … 1

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 スポーツの意義・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 本県スポーツ環境を取り巻く社会の現状と課題・・・ 3

第2章 計画の基本的な考え方 … 6

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 施策の推進 … 9

基本目標1「輝くとくしま」の推進

- 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 施策一覧・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 目標・・・・・・・・・・・・・・ 12

基本目標2「元気なとくしま」の推進

- 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 施策一覧・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 目標・・・・・・・・・・・・・・ 17

基本目標3「豊かなとくしま」の推進

方向性	18
現状と課題	18
施策の展開	21
施策一覧	22
目標	23

基本目標4「ふれあいとくしま」の推進

方向性	24
現状と課題	24
施策の展開	26
施策一覧	28
目標	29

第4章 計画の推進体制

… 30

1 推進体制	30
2 役割分担	30
3 計画の施策目標一覧	34

参考資料

… 35

スポーツ基本法	35
徳島県スポーツ推進条例	45
とくしまスポーツ憲章	49
徳島県スポーツ推進審議会委員	51



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、2013（平成25）年3月に本県のスポーツ推進の基本的な方向性を示す『徳島県スポーツ推進計画』を策定し、各市町村及び各スポーツ関係団体との連携を図りながら、「県民の豊かなスポーツライフ」の実現に向け、スポーツに関する施策の総合的な推進に努めてきました。

しかし、本県において、成人の週1回以上のスポーツ実施率、国民体育大会（国体）の天皇杯順位^{*1}、糖尿病死亡率など、なお取り組むべき課題が残っています。

一方で、計画策定から5年が経過し、本県を取り巻くスポーツ環境に大きな変化が訪れています。

特に、「東京オリンピック・パラリンピック」をはじめとする大規模な国際スポーツ大会が本県内外で連続して開催され、本県のみならず、日本国中のスポーツへの興味・関心が高まることが期待されます。

これを「スポーツ王国とくしま」の推進、成人のスポーツ実施率の向上やスポーツ無関心層ゼロなど「明るく活力あるスポーツライフ」実現の絶好の機会と捉え、魅力的で多岐にわたるスポーツ関連施策を推進するため、新たな『徳島県スポーツ推進計画』を策定することとしました。

2 計画の性格

- （1）本計画は、県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する「スポーツ王国とくしま」の推進を目指すための基本的な方向性を示したものです。
- （2）本計画は、「スポーツ基本法」に基づき、本県スポーツ推進の基本的な方向性を示した計画であり、『第2期スポーツ基本計画』を参考に、『徳島県スポーツ推進条例』の趣旨を踏まえ、本県の実情に合わせて策定したものです。
- （3）本計画は、徳島県スポーツ推進審議会の答申「徳島県スポーツ推進計画の策定について（平成 年 月）」、「とくしまスポーツ憲章」及び『新未来「創造」とくしま行動計画』との整合性を図るとともに、徳島県議会での御論議、県民の皆様からの御意見を踏まえ策定しました。

*1 国民体育大会における総合順位のこと。

3 計画の期間

本計画は、2018（平成30）年度から概ね5年間を見通した計画とし、目標年次を2022（平成34）年度とします。

4 スポーツの意義

スポーツは、次世代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等、人格の形成に大きな影響を及ぼすものです。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものです。

さらにスポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災の被災地でのスポーツによる支援活動は、被災者や避難者を元気づけ希望を与えるなど、スポーツの持つ大きな力や、「社会の絆」の重要性が改めて認識されたところです。

ほかにも、スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における選手の活躍は、県民に誇りと喜び、夢と感動を与え、県民のスポーツへの関心を高めるとともに、地域社会に活力を生み出し、地域経済の発展に広く寄与するものです。

このように、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすというスポーツの内在的な価値とともに、青少年の健全育成や、心身の健康の保持増進、地域社会の再生、活力の創造など多面にわたる価値や意義を持つものです。

2011（平成23）年8月に施行された『スポーツ基本法』においては、こうしたスポーツの価値や意義が明文化されるとともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされたところです。

また、2017（平成29）年3月に策定された『第2期スポーツ基本計画』においては、「スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自

発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。」とされたところです。

5 本県スポーツを取り巻く社会の現状と課題

とくしまスポーツ憲章の制定

私たちがスポーツ文化に親しんで、生活を豊かに健やかにしていくためには、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じてスポーツに取り組むことが大切です。

スポーツに取り組むということは、スポーツを「する」に加えて、観戦・応援する「みる」、あるいは、ボランティアとしてイベントを「ささえる」、アスリートとして力や技を「極める」など、スポーツがもたらしてくれる喜びや感動を共有することでもあります。

県民をあげて様々な形でスポーツに取り組んでいくことは、私たち一人一人の健康や健全な社会づくりに役立つとともに、本県のスポーツ人口の増加や競技力の向上に役立つと考えます。

そこで県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する、全国に誇りうる「とくしまスポーツ王国づくり」の実現を目指して、2008（平成20）年1月24日、とくしまスポーツ憲章を制定しました。

徳島県スポーツ推進条例

スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、徳島県議会で制定されました（2014（平成26）年3月20日徳島県条例第43号）。

連続で開催される国際スポーツ大会

連続で開催される「東京オリンピック・パラリンピック」をはじめとする大規模な国際スポーツ大会が本県内外で開催されることにより、本県のみならず、日本国中でスポーツへの興味・関心が高まることが期待されます。

地震防災対策

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、本県においても切迫する南海トラフの巨大地震に対する防災・減災対策が喫緊の課題となっており、県はもとより各市町村において災害に強いまちづくりに向けた各種施策を展開しているところです。

こうした取組や被災地支援活動を通じて、多くの人々が地域社会の「絆」の重要性やスポーツの持つ力を再認識しました。また、発災時に避難場所や広域応援部隊の活動拠点となる体育施設の整備拡充や安全対策、避難生活の質の向上も必要です。

人口減少と少子高齢化

本県の人口は1950（昭和25）年の88万人をピークに減少傾向にあり、2015（平成27）年10月の国勢調査では75万人、65歳以上の高齢者の割合は約31%と全国平均（約26.6%）を僅かに上回るペースで高齢化が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の試算によると2020（平成32）年には県民の約3人に1人が高齢者という極めて高齢化が進んだ社会が到来すると予測されています。

また、本県の合計特殊出生率については、2016（平成28）年は1.51と全国平均1.44を上回っているものの、依然として低い状態が続いており、少子高齢化の急速な進行は、経済活力の衰退や地域社会の弱体化など、社会経済の様々な分野に大きな影響を及ぼす可能性が指摘されています。

さらに、核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、子どもたちを地域で見守る、子育てを支えあうなどの地域社会のつながりの希薄化も懸念されています。

子どもの体力・運動能力の低下

経済や科学技術の発展がもたらした便利で快適な生活や生活様式の変化、また、少子化による遊び相手の減少や遊びの質の変化等により、子どもの運動遊びの機会が減少しています。また、運動をする子としない子の二極化も進んでおり、本県の子どもの体力・運動能力は全国平均より低位の状況にあります。子どもの体力・運動能力の低下は、競技力の低下につながるだけでなく、豊かなスポーツライフの形成を妨げる要因ともなる深刻な問題です。

体力・運動能力を高めるためには、幼児期からの望ましい生活習慣の形成や様々な運動遊びの体験を通じて、運動好きな子どもを育てることが重要であり、健康づくり、体力・運動能力の向上に向けて継続的な取組が必要です。

生活習慣病対策

がん、心疾患をはじめとする生活習慣病による死亡者は、全死亡原因の約6割を占めるなど増加傾向にあり、特に本県においては人口動態統計によると糖尿病死亡率が全国ワースト1位を脱却した（2014（平成26）年～最新調査（2016（平成28）年））ものの、依然として全国平均を上回っており、生活習慣病対策は重要な課題となっています。

生涯にわたり健康で活力に満ちた長寿社会を実現するためには、普段からバランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠など規則正しい生活習慣を身に付けることが必要です。

特に壮年期以降においては、健康の維持・増進や健康寿命延伸のために、継続して運動・スポーツに親しむことが重要であり、そのための場所づくり、プログラムづくりなどの環境整備が必要です。

競技力の低迷

少子化の進行による競技人口の減少や、長引く景気低迷の影響等による企業スポーツの休廃部など、様々な要因により、本県の国民体育大会の天皇杯順位は近年40位台後

半と低迷しています。本県選手が全国大会や国際大会で活躍し、県民に夢と希望を与えるよう、ジュニア期からの一貫した指導体制の構築や優れた指導者の育成、スポーツ施設の整備など継続的な取組が必要です。

本県スポーツ環境の特性

春の風物詩として年々進化してきた中四国最大規模の「とくしまマラソン」の開催や健康志向の高まりから、普段からジョギングやウォーキングをする方の姿を多く目にします。

また、本県では豊かで美しい自然を活かして、サイクリング、ラフティング、トライアスロン、グラススキー、カヌー、サーフィン、ウェイクボードなどのアウトドアスポーツが盛んであり、古くから本県に根付く「お接待の文化」によりこうしたスポーツイベントを支えるボランティアの方々も着実に増えてきたところです。

さらに、本県は「徳島ヴォルティス」「徳島インディゴソックス」といったプロスポーツチームを有しており、あらゆる世代がレベルの高い競技に身近に触れることができる環境にあり、プロ選手と県民との交流なども行われています。

「四国と近畿の結節点」という本県の地理的優位性を活かし、これらスポーツイベントを通じた交流人口のさらなる拡大や地域活性化の一層の推進が求められています。

加えて、ほぼ全市町村に設置された総合型地域スポーツクラブ(以下、総合型クラブ)^{*2}は、地域のスポーツ活動に留まらず、子どもの体力向上や、住民の健康づくりなど、スポーツを通じて「新しい公共」を担い、地域コミュニティの核として、さらには競技スポーツの拠点となることが期待されています。

また、2012(平成24)年4月に開校した鳴門渦潮高等学校は、本県初のスポーツ科学科と最新のスポーツ医・科学機器や充実した施設を有する、本県スポーツの拠点であり、これらを有効活用した競技力向上や指導者育成に取り組んでいます。

*2 その地域の住民が主体となって、自ら運営・管理をする多種目・多志向・多世代のスポーツクラブ。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「徳島県スポーツ憲章」に基づく4つの基本目標により、本県スポーツ推進の基本的な方向性を示す『徳島県スポーツ推進計画』を平成25年3月に策定し、スポーツに関する施策の総合的な推進に努めてきましたが、目前に迫った国際スポーツ大会を契機として、本県スポーツ環境を大きく変革させ、次世代に受け継がれていく本県ならではのスポーツレガシー（とくしまレガシー）を創出し、『新未来「創造」とくしま行動計画』が示す「スポーツ王国とくしま」への歩みを更に進（深）化させるため、新たな計画を策定することとし、基本理念を「県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する、全国に誇りうる『スポーツ王国とくしま』の推進」とします。

2 計画の基本目標

この基本理念を具現化するため、第1期計画でもあった、「とくしまスポーツ憲章」にのっとった4つの基本目標を継続して用います。

- ・世界にはばたくトップアスリートが育つ「輝くとくしま」の推進
- ・運動好きで健やかな子どもたちが育つ「元気なとくしま」の推進
- ・生涯にわたってスポーツを楽しむ「豊かなとくしま」の推進
- ・親睦や交流の場としてスポーツに親しむ「ふれあいとくしま」の推進

加えて、第2期計画においては、レガシーの創出という観点から、「徳島ならではの」の新しい視点を加えた施策のテーマを設定しました。

基本目標1 「輝くとくしま」の推進

スポーツは、人間の可能性への挑戦であり、全力で打ち込むひたむきな選手の姿は、多くの県民に大きな夢や感動を与えてくれます。そして、県民の明るく豊かで、活力ある社会の実現に寄与します。そのために、各競技団体や関係機関との連携・協働を図り、ジュニア期からの一貫指導体制づくりに努め、国民体育大会をはじめとする各種全国大会やオリンピック・パラリンピックなどの国際スポーツ大会で活躍できるトップアスリートや指導者が育つ「輝くとくしま」の実現を目指します。

基本目標2 「元気なとくしま」の推進

運動やスポーツは、体力の向上はもとより物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、心身の健全な発達に大きく寄与するものです。

子どもたちが、学校体育や様々な運動の機会を通して、運動やスポーツの楽しさ、喜びを味わえるようなスポーツライフの基盤づくりに努めるとともに、安心してスポーツ活動が行える環境づくりに取り組みます。

そして、家庭・学校・地域が連携し、運動好きで健やかな子ども達を育成することにより、「元気なとくしま」の実現を目指します。

基本目標3 「豊かなとくしま」の推進

生涯スポーツ社会の実現に向けては、スポーツを「する」ことだけでなく、「みる」「ささえる」と様々な方向からスポーツに参画することが大切です。

そのため、地域スポーツの拠点となる総合型クラブの育成・充実を図るとともに、その機能を最大限に活用し、県民一人ひとりがスポーツに親しめる健全な社会づくりに取り組み、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、「豊かなとくしま」の実現を目指します。

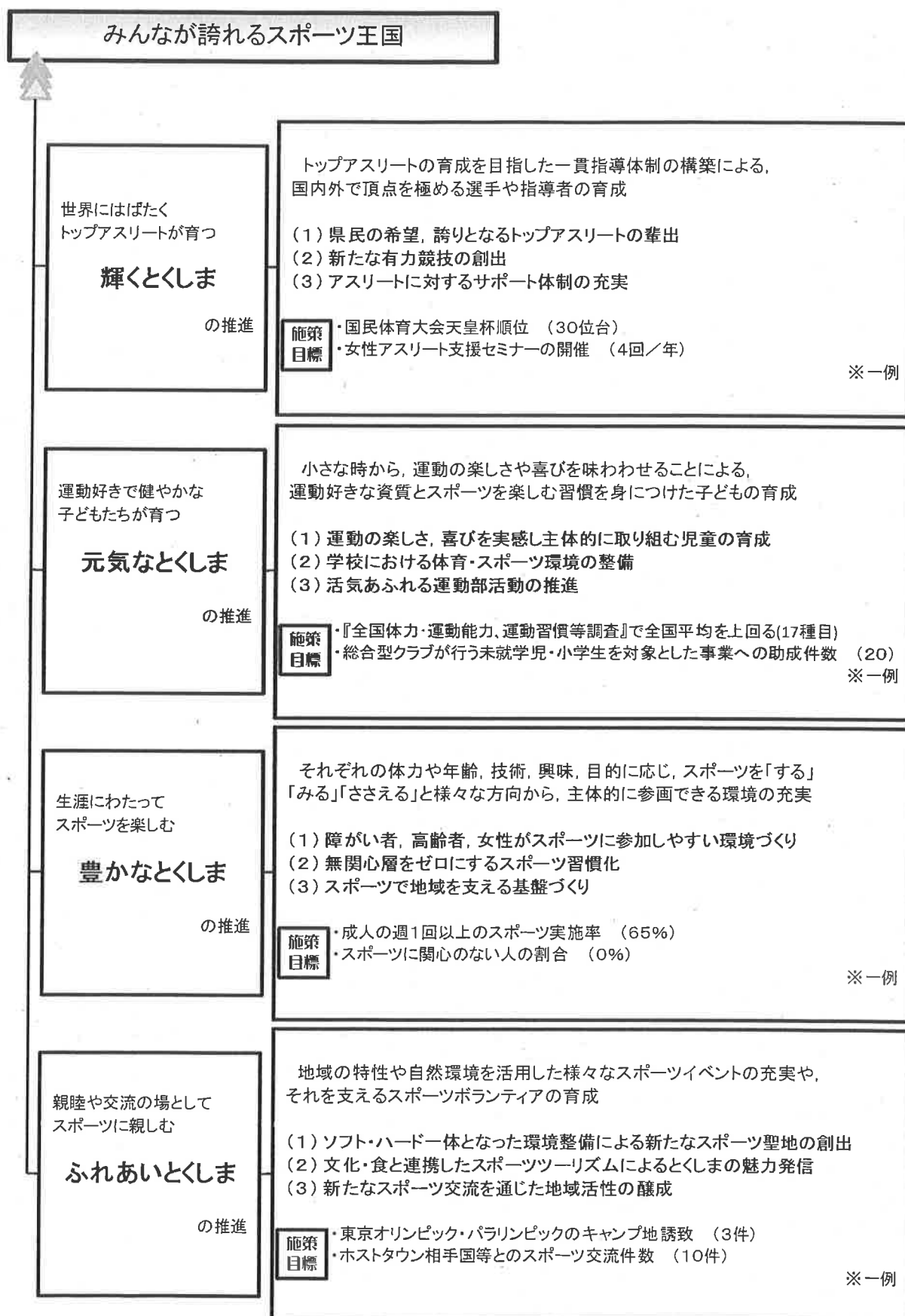
基本目標4 「ふれあいとくしま」の推進

スポーツを手段とした地域づくりは、各地域の特性や自然環境を活用し、地域のにぎわいづくりや楽しみにつながります。

また、スポーツイベントの開催や地元チームの活躍は、私たちに大きな夢と感動をもたらしてくれます。本県のスポーツを振興するため、プロスポーツ等と連携し、積極的な応援や、本県の魅力発信につながるスポーツボランティアの養成に取り組み、身近で開催されるスポーツイベントに応援やボランティアとして気軽に参加できる「ふれあいとくしま」の実現を目指します。

このように、県民をあげて様々な形でスポーツに取り組んでいくことは、私たち一人ひとりの健康や健全な社会づくりに役立つとともに、本県スポーツ人口の増加や競技力の向上に役立ちます。これが、県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する、全国に誇りうる「スポーツ王国とくしま」の推進になると考えます。

3 計画の施策体系





第3章 施策の推進

基本目標1 「輝くとくしま」の推進

世界にはばたくトップアスリートが育つ
「輝くとくしま」の推進

＜方向性＞

1. 県民の希望、誇りとなるトップアスリートの輩出
2. 新たな有力競技の創出
3. アスリートに対するサポート体制の充実

＜現状と課題＞

▶ 国際スポーツ大会への（選手以外も含めた）参加

東京オリンピック・パラリンピックなどの大規模な国際スポーツ大会において、選手、指導者、審判などとして本県から出場・参加する人が増加することにより、飛躍的な競技力向上やスポーツの振興が期待されます。

▶ 国民体育大会（国体）

本県では、国民体育大会の天皇杯順位（男女の総合成績）が、1999（平成11）年度（熊本国体）より40位台と低迷が続いています。

その原因として、少子高齢化、興味・関心の多様化や競争心の希薄化、経済不況等の社会変化による学校運動部競技者数の減少や企業スポーツ休廃部、施設・備品の老朽化等が挙げられます。

そのような中、競技団体の重点的な強化や、次世代アスリートの計画的・継続的な発掘・育成・強化を行うための「一貫指導体制」の確立を図り、専門家によるメンタルトレーニング講演会等、専門性を有する者（医科学的なサポートも含む）による指導の場を設けることが必要です。

▶ 障がい者アスリート

本県からパラリンピック等障がい者スポーツ大会への出場選手を輩出することで、県民が一丸となって支援・応援し、パラリンピックの機運が盛り上がるとともに、県民の絆を深め活力ある社会を創造することができます。そして、次の世代へも、自己の障がいを乗り越えて限界にチャレンジしていく「勇気」や「希望」を与える機会ともなります。

また、全国障害者スポーツ大会へ本県選手団を派遣することにより、県民の障がい及び障がい者に対する理解を深めることができ、障がい者の社会参加が促進されます。

▶ 企業スポーツ

本県では、多くの企業に属する選手が自立的な活動により活躍しています。また、組織的な活動により陸上競技のオリンピック選手を輩出した企業チームもありますが、このような例はまだ少なく、企業スポーツをより活性化させるためにはさまざまな支援が必要で

す。

▶ アスリートのキャリア形成支援

アスリートのキャリア形成支援は、国や中央の競技団体が進めていますが、本県在住の成年競技者を増やすためには自治体からの支援も必要です。

▶ プロスポーツ

本県は、「徳島ヴォルティス」(サッカー)「徳島インディゴソックス」(野球)という2つのプロスポーツチームを有しており、あらゆる世代がレベルの高い競技に触れることができる環境にあります。これは、競技力の向上において非常に重要なポイントです。



ヴォルタくんとティスちゃん

©2009 T.V. CO.,LTD.



Mr.インディ

© S.M.E

▶ 医科学サポート

医科学サポートスタッフの不足により、指導現場では、手探りで指導が進んでいる例も少なくありません。

アクシデント時の適切な初期対応ができるスタッフの派遣や大会等への帯同を必要としているチームが多くあります。

▶ アスリートのコンディショニングケア

選手及び指導者が、予防法や対処法を知らずに無理を続けてしまうと、ケガや体調不良などを招き、目標としている大会で高いパフォーマンスが発揮できず、選手寿命を縮めるおそれがあります。

医科学サポートのスタッフだけでなく、コンディショニングを維持するためのスタッフの派遣や大会への帯同を必要としているチームもあります。

▶ 女性アスリート

オリンピックや国体における「女子種目」の追加等、女性がスポーツで活躍する機会が増えてきています。

2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、代表候補などの女子トップ選手については、JOC・JPC^{*3}等からの支援が強化されていますが、「一般の女子選手」や「その指導者」には、十分な支援が届いていない現状があります。国の支援モデルを参考に、自治体自ら施策を展開していく必要があります。

▶ 鳴門渦潮高校でのフィジカルチェック

鳴門渦潮高校では2012(平成24)年度の開校時から国体選手等を対象にフィジカルチェックを行っており、被測定者へのフィードバックについて好評を得ています。

*3 それぞれ Japan Olympic Committee (日本オリンピック委員会), Japan Paralympic Committee (日本パラリンピック委員会) の略

＜施策の展開＞

- ◇ オリンピック・パラリンピック、デフリンピックへの出場選手輩出を目指し、国際大会や全国大会で活躍が期待される選手に対し、海外遠征費等、競技力の向上に関する支援を行う。
- ◇ オリンピックをはじめとした国際スポーツ大会に審判や運営等で参加できる人材を増やしていくため、中央競技団体で実施される育成・強化事業及び資格取得の選考会や研修会への参加支援を行う。
- ◇ 競技団体が行うふるさと選手^{*4}を活用した合宿や練習会等の強化事業への支援を行う。
- ◇ 直近の国体での実績等に基づき「選択と集中」による、選手強化を図る。
- ◇ 優れた素質を持つジュニア選手の発掘から、トップアスリートまで切れ目のない強化体制を構築するため「競技者育成プログラム」の普及及び一貫指導を実施する体制の整備を図る。また、ジュニアトップ選手に対する支援により県外への流出を防ぐ。
- ◇ 競技力向上に実効性のある備品・消耗品購入等の支援を行う。
- ◇ 国際大会や全国大会で優秀な成績をあげた選手や指導者の功績を顕彰する。
- ◇ 全国障害者スポーツ大会へ選手団を派遣することで、県民の障がい及び障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加を促進する。
- ◇ 企業側、選手側、双方へのサポート方法や体制のモデルケースを創る。
- ◇ 有力な県内企業、大学部活動に対して支援を行う。
- ◇ 若手指導者及び審判員など、スポーツ活動を支える担い手不足解消のための取組を行う企業、大学、競技団体等を支援する。
- ◇ 地域に根ざし、県民から愛される地域密着型のプロスポーツの選手やコーチ、地元企業のスポーツ選手による「スポーツ教室」などを開催する。
- ◇ プロスポーツや地元企業スポーツと競技団体、小・中・高等学校や大学との積極的な交流により、競技力の向上を図る。
- ◇ オリンピック選手やプロ選手等を招へいし、講演や講習会等、県内のジュニア選手が直接指導を受ける機会を設け、競技の普及発展や競技力向上を図る。
- ◇ 医科学サポートスタッフが、日頃から現場を訪問し、傷害防止への助言や実際のケア、課題検証や改善策の提案等を行う。
- ◇ ジュニア期からトップアスリートまでのドーピング防止教育・研修活動を推進するとともに、科学的サポートを通じて競技力向上を図ります。
- ◇ 専門的な資格を有するアスレティックトレーナー^{*5}を雇用し、各競技団体が行う強化練習や学校部活動、大会等へ派遣することにより、競技環境の向上を図る。
- ◇ 産学民官の連携により、女子選手に対するサポート体制を構築し、女子選手に起こりやすい疾病や傷害について、予防やパフォーマンスを落とさないための対処法に関する知識や情報を取得できるサポートセミナーを開催する。
- ◇ メディカルチェックやフィジカルチェック、メンタルトレーニングを実施し、国体選手のコンディショニング維持と競技力向上を図る。

*4 国体において、現住所、勤務地以外に、卒業中学校・卒業高校（どちらか）の所在地が本県にある選手が、本県の代表選手として出場することができる制度。

*5 スポーツ外傷・障害予防、緊急処置、リハビリやトレーニング、コンディショニング等を行う有資格者。

＜施策一覧＞

◎競技スポーツ重点強化対策事業

国体選手強化対策推進事業

スポーツ科学推進事業

◎スポーツコーディネーター活用事業

◎トップアスリート発掘・育成推進事業

◎徳島育ち競技力向上プロジェクト

①徳島育ちトップアスリート養成事業

②スポーツ拠点づくり推進事業

③スポーツ指導者養成事業

④次世代型徳島ユース選抜育成事業

◎徳島県スポーツ賞

「グランプリ賞」「ドリーム賞」「奨励賞」でスポーツに関する功績をたたえる

◎目指せ！オリンピック夢はぐくみ事業

◎あわ女アスリート医科学サポートアシスト事業

＜目標＞

☆東京オリンピック・パラリンピック及びデフリンピックに日本代表として
出場・参加できる本県ゆかりの選手、指導者

③③14人

☆国体天皇杯順位

③④30位台

☆国体入賞数

③④個人…45

③④団体…16

☆高校総体（全国大会）もしくは同大会規模での入賞数

③④50

☆プロスポーツ選手やコーチなどによる「スポーツ教室」

③④200回

☆各学校や競技団体のチームへの医科学サポートスタッフのサポート件数
のべ70件／年

☆女性アスリート支援セミナーの開催

4回／年

基本目標2 「元気なとくしま」の推進

運動好きで健やかな子どもたちが育つ

「元気なとくしま」の推進

＜方向性＞

1. 運動の楽しさ、喜びを実感し、主体的に取り組む児童の育成
2. 学校における体育・スポーツ環境の整備
3. 活気あふれる運動部活動の推進

＜現状と課題＞

▶ 運動する子としない子の二極化傾向

2016（平成28）年度『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』*6における調査結果からは、体育の授業を除いた1週間の総運動時間や休みの日に運動する時間が全国平均に比べて短いことが伺えます。

また、2015（平成27）年度と比べて1週間に420分以上運動している子どもの割合が増える一方で、体育の授業を除いた1週間の総運動時間0分の子どもの割合も増えており（小学5年生女子を除く）、運動をする子としない子の二極化が進んでいます。

▶ 総合型クラブを活用した子どもの運動習慣化

子どもたちが、健やかに成長していくためには、家庭・学校・地域がそれぞれの役割や取組を理解し、また大人が「今、何をすべきか」を考え行動し、地域ぐるみで子どもたちを支え育むことが大切です。

地域においては、ほぼすべて（91.7%）の市町村に設置されている総合型クラブが、子ども向けや親子で行う定期的なスポーツ教室や、スポーツフェスタのような交流イベントを実施し、各地域の実情に合わせたプログラムの充実を図ることにより、子どもの運動習慣づくりを一層促進することが必要です。

▶ 子どもの体力向上

『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』によれば、本県の児童生徒の体力・運動能力は、2016（平成28）年度において、中学2年生は過去最高値、小学5年生は2015（平成27）年度に過去最高値を記録するなど、着実に改善しています。しかしながら、全国と比較すると、2015（平成27）年度の小5女子が体力合計点で初めて全国平均値を上回ったものの、各種目ごとに見ると、まだ全国平均値に届いていない種目が少なく、依然として課題も多くあります。

また、児童生徒の「体力向上」並びにその土台となる「運動習慣の確立」「望ましい生活習慣の形成」をより一層推進する必要があります。

*6 スポーツ庁が国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導と、行政上の基礎資料とするため、小学校5年生と中学2年生を対象に、毎年実施する体力テスト

体力・運動能力結果（全国平均との比較）

小学校第5学年男子

新体力テスト	握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20mシャ トルランテスト	50m走	立ち幅 とび	ソフトホ ール 投げ	体力 得点 合計	
	単位	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)		(m)
男子	H28	16.31	18.95	32.38	42.74	49.4	9.49	150.8	22.44	53.24
全国 平均	H28	16.47	19.67	32.87	41.97	51.89	9.38	151.4	22.42	53.92

小学校第5学年女子

新体力テスト	握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20mシャ トルランテスト	50m走	立ち幅 とび	ソフトボ ール 投げ	体力 得点 合計	
	単位	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)		(m)
女子	H28	16.03	18.01	37.13	40.58	39.04	9.74	144.8	14.22	54.94
全国 平均	H28	16.13	18.6	37.21	40.06	41.29	9.61	145.3	13.88	55.54

中学校第2学年男子

新体力テスト	握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	持久走	20mシャ トルランテスト	50m走	立ち幅と び	ハンドボ ール 投げ	体力 得点 合計	
	単位	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(秒)	(回)	(秒)	(cm)		(m)
男子	H28	29.64	25.93	42.65	51.87	405.2	84.28	7.96	195.6	20.81	41.96
全国 平均	H28	28.91	27.46	43.06	51.93	391.7	86.24	8.03	194.7	20.59	42.13

中学校第2学年女子

新体力テスト	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルランテスト	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ	体力 得点 合計	
	単位	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(秒)	(回)	(秒)	(cm)		(m)
女子	H28	24.27	21.86	45.53	46.31	302.2	54.53	8.84	168.7	12.88	49.12
全国平均	H28	23.75	23.48	45.46	46.6	288.5	58.8	8.83	168.3	12.85	49.56

▶ 次世代のスターを育てる学校スポーツ施設のレベルアップ

国際スポーツ大会の開催を契機とした、スポーツ施設・環境の整備を行い、県民誰もが「レガシー」を実感できるよう、学校スポーツ施設のレベルアップを図る必要があります。

▶ 新たな有力競技の創出

中学校及び高等学校の競技力向上を図るべく、中学校においては2014（平成26）年度より、高校においては2006（平成18）年度よりスポーツ指定校制度を実施してきました。その結果、全国大会で入賞する競技や安定して活躍する競技も出てきましたが、結果が出ている競技は限られています。新たに活躍が期待できる競技を育成し、運動部活動全体の活性化や競技力の向上につなげる必要があります。

▶ 学校におけるスポーツ時の安全確保

体育、保健体育の授業や運動部活動等、学校体育に関する活動において、様々な事故が起こっています。子どもたちが安心して活動できるような環境や安全面での配慮や工夫が求められています。

▶ 2022インターハイを見据え、学校の特色を生かした運動部の育成

2022（平成34）年には四国ブロックで「全国高等学校総合体育大会」の開催が予定されています。多くの生徒がこの大会に関わるように、高校生のスポーツに対する興味・関心を高める必要があります。

▶ 部活動指導員

2017（平成29）年4月1日より、学校教育法施行規則が一部改正され、部活動指導員の職務等が示されました。その中では部活動指導員に対し、「実技指導」以外にも、「部活動の管理運営」や「学校外活動の引率」も認められていることから、学校における教員の負担軽減等、効率的・効果的な活用が期待されます。

▶ 合同部活動

全国的に、生徒数の減少や運動部活動離れによる部員不足により、単独では試合に出場できない運動部があります。

本県においても、中学校・高等学校の各種大会に複数校合同のチームが出場しています。

中学校では、2003（平成15）年度より県・四国・全国中学校体育大会について、競技は限られていますが、各学校長の判断により、合同チームの編成等で大会に出場することが可能となりました。

高校では合同運動部の大会出場機会を与える方向で検討がなされていますが、全国高等学校総合体育大会が学校単位での出場であるため、その予選も含めて出場できない現状があります。

▶ 障がいのある子どもとスポーツ

障がいのある児童生徒には、一人一人のニーズに応じて適切な運動の機会を保障し、体を動かす喜びを味わったり、スポーツを通して地域等と交流を深めたりすることで、生涯を通じて健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送るための基礎を培う取組が必要です。

＜施策の展開＞

- ◇ 小学校1年生から4年生までの児童を対象に、体育授業へのサポート事業等を活用し、学校の課題や運動の苦手な児童に視点をおいた授業を推進し、運動好きの児童を増やす。
- ◇ 総合型クラブにおいて子どもがスポーツに親しむことのできる機会の充実を図り、運動習慣の体得を促進する。
- ◇ 総合型クラブが市町村等と連携し、学校の体育活動等へのスポーツプログラムの提供や指導者の派遣により、子どもを対象にしたプログラムが充実し、幼児・児童生徒のスポーツ機会の充実も図られ、子どもや保護者の総合型クラブに対する社会的認知度も向上する。
- ◇ キッズスポーツインストラクター等の指導者を総合型クラブや保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等に派遣し、運動や外遊び等の充実に努める。
- ◇ 小・中学校を対象に、各校の課題に応じた体力向上への取組をより一層推進する。

- ◇ 休み時間や家庭でできる運動の提供と継続を支援するとともに、「運動習慣の確立」「望ましい生活習慣の形成」に向けて、保護者への啓発、児童生徒の発達段階に合わせた取組を推進する。
- ◇ ICT^{*7}によるランキングシステムを活用し、友人や家族と一緒に手軽にできる運動を行い、記録向上に向け繰り返し取り組み、運動習慣の確立を図る。(県内公立小・中学校児童生徒(県内特別支援学校の小学部・中学部を含む))
- ◇ 「全国トップレベル」もしくは「県内唯一の部活動」がある県立学校を対象として、各学校に設置しているスポーツ施設を公式大会開催や合宿誘致につながるワンランク上の施設となるよう整備し、競技力の向上や競技団体等への一般開放につなげるとともに、防災機能も強化し、地域に根ざしたスポーツ拠点とする。
- ◇ トップスポーツ校を指定し、各種全国大会や国民体育大会において活躍できる運動部を育成するとともに、指定されていない競技に対しても支援を行う。
- ◇ 選手の体力測定や、トレーナー・栄養士による診断を行い、それを今後のトレーニングに生かし、パフォーマンスの向上につなげたり、運動能力の優れた小・中学生に対し、様々な競技を体験させることで、新たな競技で活躍する可能性を見だし、競技力の向上及びスポーツの振興・発展につなげる。
- ◇ 鳴門渦潮高校のスポーツ拠点校としての機能強化を図り、施設・設備の活用推進を行う。
- ◇ 熱中症の講習会を始めとした、学校事故防止に関する講習会の実施や啓発を行う。
- ◇ 2022インターハイを見据え、学校の特色を生かした運動部活動を育成する。
- ◇ 「する」「みる」「ささえる」等のスポーツへの様々な関わり方のなかで、運動部活動への入部率や各種スポーツ大会への参加率を高めるとともに、運動部以外の人たちにもスポーツに関わってもらえるよう、様々な機会を通じて、広報・啓発を行う。
- ◇ 部活動指導員の効率的・効果的な活用を図る。
- ◇ 複数校合同運動部の効果的な運用について、中学校体育連盟を通じ働きかけていく。
- ◇ 高校の複数校合同運動部について、高等学校体育連盟を通じて大会出場の実現に向けて働きかけていくとともに、合同練習の実施を推進し、部員数不足や専門的指導者不足に対応していく。
- ◇ 障がいのある人もない人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を通して、スポーツの楽しみや喜びを伝え、子どもが生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、特別支援学校と小・中学校、高等学校及び地域の人々との交流を図る。

＜施策一覧＞

◎体力向上計画の作成(評価)

各学校が作成する「体力向上計画」から県内各校の実態や課題を把握する。

◎はつらつサポート(学校体育指導者派遣事業)

県内小学校の体育授業に指導主事等を派遣し、子どもの実態に応じた体力向上への取組を支援する。

*7 Information and Communication Technology の略。ここではインターネットを利用したランキングのこと。

◎さわやかサポート（運動・生活習慣確立のための指導者派遣事業）

県内幼稚園・小学校・中学校のPTAを対象に講師を派遣し、家庭・地域での体力づくりや健康教育・食育への取組を支援する。

◎体力アップ100日作戦（小学校）

児童が、体力向上と運動習慣の確立、望ましい生活習慣の形成につながる目標を設定し、期間中100日の実施を目指す。

◎プラス1000歩チャレンジ（小学校高学年）

体力向上と運動習慣の確立に向け、歩数計を活用し、取組開始時よりも、平均歩数1000歩増加を目指す。

◎Newキッズ&ジュニアわんぱくランキング（小学校・中学校）

ICTを活用し、ランキングの結果等をホームページで確認しながら、記録の向上にチャレンジし、運動習慣の確立を図る。

◎中学校トップスポーツ競技育成事業

中学校において、「中学校トップスポーツ競技」として競技専門部を指定し、全国大会で活躍できる競技者を育成する。

◎徳島トップスポーツ校育成事業

高校において、三つの領域を持った「トップスポーツ校」を指定し、効率的・効果的に強化に努める。

◎あわスポーツ・ブルーミング戦略事業

小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟を支援する。

◎渦潮スポーツアカデミー推進事業

鳴門渦潮高校をスポーツ科学の拠点に位置づけ、選手強化と指導者育成に取り組み、本県のスポーツ振興を図る。

＜目標＞

☆運動好きの子ども割合で全国平均を上回るカテゴリー数

（小学校5年生の男女、中学校2年生の男女、の合計4）

③4全カテゴリー

☆総合型クラブが行う未就学児・小学生を対象とした事業への助成件数

③20

☆小学校5年生、中学校2年生の『運動能力調査』で、全国平均を上回る種目数

③34種目中17種目

☆ICTランキングシステムの参加チーム数

③4,000チーム

☆徳島科学技術高校のアーチェリー、ウエイトリフティング、弓道の3競技施設一体整備

～③0整備完了 ③1～使用開始

☆高校総体（全国大会）もしくは同規模大会での入賞数（再掲）

③50

☆徳島県高等学校総合体育大会の参加率

③55%

基本目標3 「豊かなとくしま」の推進

生涯にわたってスポーツを楽しむ

「豊かなとくしま」の推進

＜方向性＞

1. 障がい者、高齢者、女性がスポーツに参加しやすい環境づくり
2. 無関心層をゼロにするスポーツ習慣化
3. スポーツで地域を支える基盤づくり

＜現状と課題＞

▶ 障がい者のスポーツ参画に向けて

障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進を図ることは非常に重要です。また、そうした目的を達成する上で、障がい者がスポーツを通し、交流を図る機会を持つことは非常に効果的です。

障がい者スポーツの推進体制を整備するため、幅広い関係者の支援により、行政と両輪となって本県の障がい者スポーツの推進母体となる「徳島県障がい者スポーツ協会」を2016（平成28）年に設立しました。



障がい者スポーツ協会設立式の様子

障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことができる社会を実現するため、地域において障がい者が継続的にスポーツに参加できる環境の整備も重要です。本県は、2015（平成27）年度より、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、より重度の障がい者の参加も含め、地域社会との交流等も踏まえた「出張スポーツ教室」を開催し、障がい者スポーツの普及、促進を図ってきました。また、障がい者の活動・交流拠点である障がい者交流プラザの機能強化により、障がい者スポーツの促進を図る必要があります。

障がい者のスポーツ振興を図るため、様々な競技種目において、大会や講演会・教室等へ障がい者スポーツ指導員の派遣・指導を実施する必要があります。

▶ 生涯スポーツ機運の醸成

「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催を契機とし、生涯スポーツの機運を高め、そのレガシーを継承していくための方策が必要となります。

▶ 運動と長寿

高齢者だけでなく、世代間・地域間のふれあいや交流を図り、「ぬくもりと活力のある長寿社会」づくりを推進するため、徳島県健康福祉祭の開催や全国健康福祉祭における選手の派遣等を行っているところですが、更なる参加者の増大を図る必要があります。

▶ 自転車王国とくしま

県内では、2009（平成21）年度より「自転車王国とくしま」と銘打ち、いくつかのサイクルイベントを開催しています。その中には、「自転車王国とくしま」の取組を行う前から続くイベントもあります。

4大サイクルイベントの参加者が増えている一方で、観光の要素を取り入れたポタリングなどの実施により、新たなサイクリストの発掘につなげていく必要があります。



「四国の右下」ロードライド



ツール・ド・にし阿波

▶ サイクリングアイランド四国構想

全国的なサイクリングに対する関心が高まる中、ほかの地域に勝る受入れ環境の整備や情報発信を行い、国内外からの誘客を促進するため四国4県が連携して「サイクリングアイランド四国」の実現を目指す一体的な取組を展開しています。

2017（平成29）年に四国を一周する「1,000キロルート」を発表しました。今後、定着に向けて連携し取り組んでいきます。

▶ 女性のスポーツ参画に向けて

女性が生涯を通じてスポーツに参画できるよう、女性のニーズや取り組みやすい環境等について現状と課題の洗い出しを行いました。

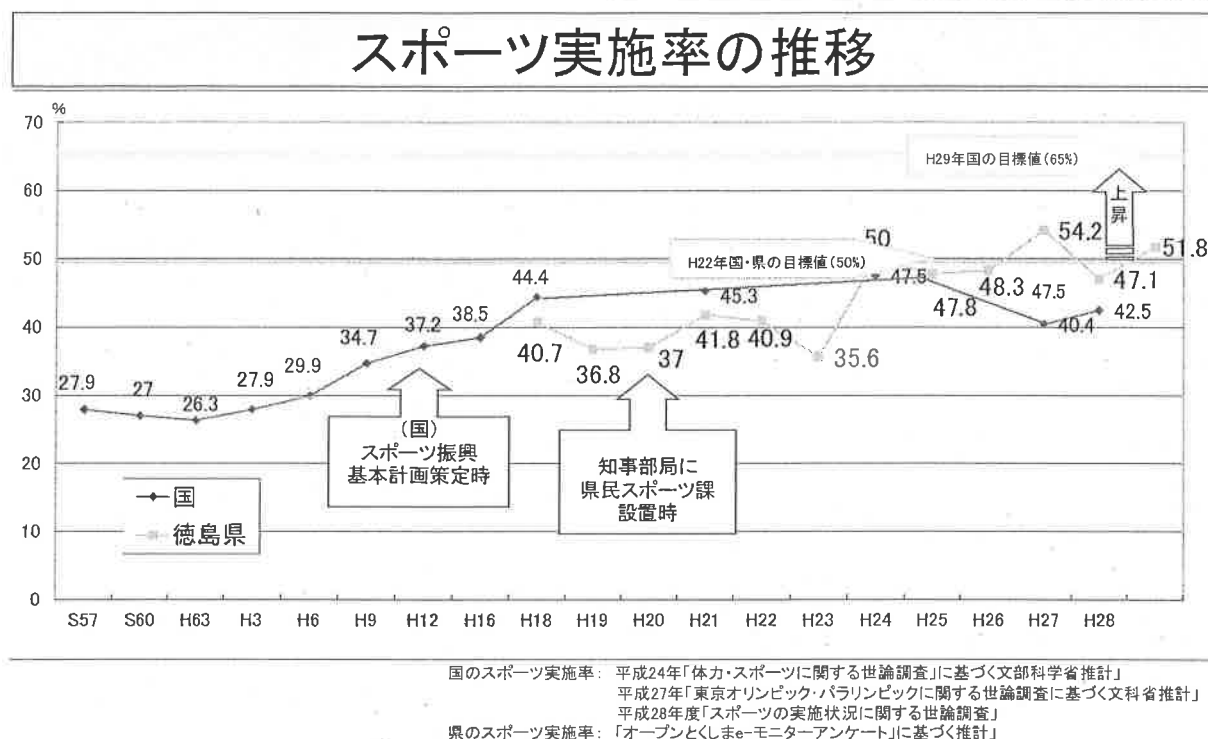
*8 本県が行う広聴事業。一般公募、市町村長推薦合わせて200名で構成され、県政に関するアンケートに回答してもらい、結果を施策や計画などに反映させていこうとするもの。

▶ スポーツ実施率

本県の「オープンとくしまe-モニターアンケート」*8 では、週1回以上の運動やスポーツを行う成人の割合は50%前後で推移しており、上昇傾向にあるものの、前回計画において目標とする65%に達しませんでした。

各人の生活様式も考慮しつつ、定期的な運動やスポーツ習慣の意識づけを図るため、家族や仲間などと気軽に参加や活動ができるスポーツ環境の整備が求められています。

本県における成人の週1回以上のスポーツ実施率の推移



▶ スポーツに参画する機会の確保

すべての県民が自主的に、各々の関心や適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、またはスポーツを支える活動に参画できる機会の確保が求められています。

県民が生涯にわたりスポーツに親しむためには、スポーツイベントを展開する各種団体との連携・協働のもと、スポーツに関する効果的な情報発信を行うことが必要です。

▶ スポーツ環境に応じた指導者

スポーツに関わる人材が不足しており、特に、若手指導者の育成が進んでいない現状があります。また、専門性のある指導や普及活動の担い手も不足しています。

子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、自主的かつ積極的にスポーツに取り組める環境づくりが求められており、それぞれのスポーツ環境に応じた指導者の養成や確保、情報提供の充実が必要です。

▶ 総合型クラブ

県内各市町村において総合型クラブは22市町村で設立されており、本県の市町村数に対するクラブ設立数は全国平均より高くなっています(91.7%)。

また、2014(平成26)年度まではクラブ会員数も順調に増え、県全体で9,141人がいずれかの総合型クラブに所属していました。

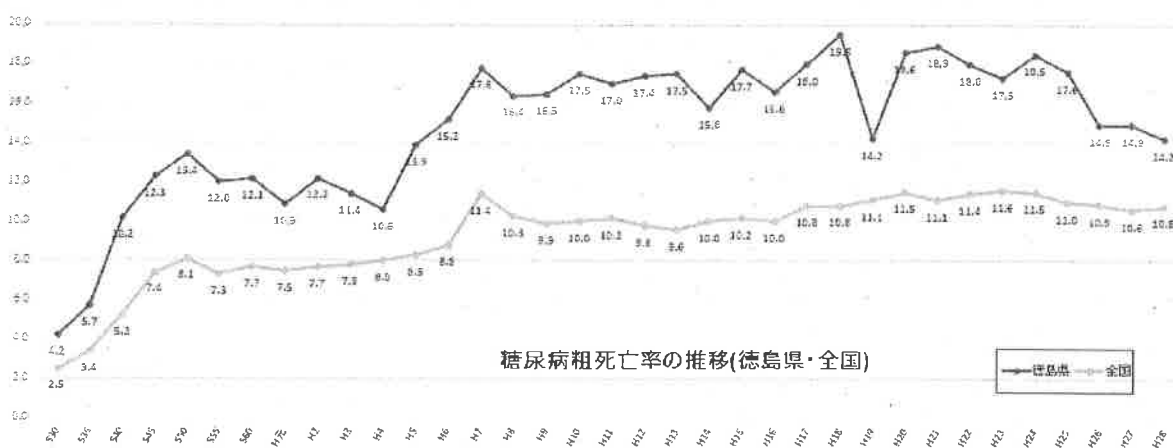
しかしながら現状は、高齢の会員が多く、過疎地域においては総合型クラブまでの移動手段の確保が困難であるため、2015（平成27）年度には県全体で会員減（9,115人）、2016（平成28）年度には若干もちなおしたものの（9,341人）、多くのクラブでは会員減となっていることから、大幅な会員数の増加は望みづらくなっています。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業助成金が終了するなど、外部資金に頼らないクラブ運営へ移行していく必要があります。

今後、各総合型地域スポーツクラブの自主的・主体的な運営を実現するため、法人格の取得を促していく必要があります。

▶ 運動と健康

本県における糖尿病死亡率は、全国と比較して高い水準で推移しています。糖尿病を始めとする生活習慣病を予防するためには、適切な食生活とあわせて、運動習慣の定着及び運動不足の解消を推進する必要があります。



徳島県の糖尿病粗死亡率の推移

< 施策の展開 >

- ◇ 徳島県障がい者スポーツ協会の関係者間のネットワーク形成を図るとともに、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境づくりや競技力の向上に取り組み、総合的な障がい者スポーツの振興を図っていきます。また、障がい者の健康増進や社会参加を促進し、障がいに対する県民の相互理解を深め、もって活力ある共生社会の実現に貢献できるよう、協会の運営を補助する。
- ◇ 障がい者のスポーツ振興を図るため、障がい者スポーツ指導員を配置、派遣し、障がい者スポーツへの参加促進や技術力の向上を図る。
- ◇ これまで出張スポーツ教室で取り組んできた、ボッチャ競技の練習成果を発表する場として「レクリエーション・ボッチャ大会」を創設し、障がい者と健常者が共にチームとして参加できる大会として開催する。また、このような障がいのある人とない人が一緒に参加できるスポーツ大会を開催していく。
- ◇ 関西全体のスポーツ愛好家が参加できる、新たな中高年層のスポーツ交流大会「関西シニアマスターズ大会」を関西広域連合構成府県市で開催する（第1回大会は徳島県）。
- ◇ より多くの高齢者が、「徳島県健康福祉祭」や「全国健康福祉祭」等に参加できるよう、競技開催団体との連携を強化するとともに、積極的なPR活動を行う。

- ◇ 全国に向けて「自転車王国とくしま」のブランドを発信するため、サイクルスポーツを通じた新しい魅力を創り出すとともに、サイクルイベントの充実を通して、県民の運動実施率向上や健康増進、観光・文化の振興、環境対策に繋げ、サイクルスポーツ先進県を目指す。
- ◇ 香川県、愛媛県、高知県とともに、「サイクリングアイランド四国」としてサイクルスポーツのブランド化を目指す。
- ◇ 女性のニーズや取り組みやすい環境等について国、県内外大学、専門機関等と連携し、女性が生涯を通じてスポーツに参画しやすくなるよう、さらなる調査研究を行い、参画を促す情報の提供や、参画機会を増やす事業に反映させていく。
- ◇ 県民のスポーツへの参加機会の拡大を図り、県民の無関心層をゼロにするため、スポーツをはじめめるきっかけづくりとなるようなスポーツイベントへの助成や、スポーツ・レクリエーションなど、スポーツの普及に向けたイベントの開催、情報発信などを行う。
- ◇ 本県と企業との連携協定に基づき、スポーツイベントにおける企業所属アスリートの活用を図る。
- ◇ スポーツへの関わりを持ちづらい「育児中の女性」や「ビジネスパーソン」などへの運動習慣化メニューを提供する。
- ◇ スポーツに適したファッションでの通勤を推奨する等の取組を通じて、スポーツ参画人口の拡大につなげる。
- ◇ 「スポーツ指導者不足・指導者の資質向上」、「組織体制や財源基盤のぜい弱さ」などの諸課題を解決するために総合型クラブの基盤強化を行うとともに、総合型クラブを活用した「する」「みる」「ささえる」といったスポーツの多様な関わり方へのアプローチを推進する。
- ◇ 各総合型クラブの自主的・主体的な運営を実現するために、法人格の取得を促進する。
- ◇ 誰もが気軽に始めることができるウォーキングの習慣化や、運動習慣の定着による健康づくりを推進するため、ウォーキングイベントへの参加を促進する。

＜施策一覧＞

◎ ノーマピック・スポーツ大会（徳島県障がい者スポーツ大会）の開催

◎ 障がいのある人とない人がともに参加できるスポーツ大会の開催

◎ 「自転車でひろがるひと・まち」づくりプロジェクト

◎ スポーツアプローチ推進事業

◎ Love&Fan!とくしまスポーツ活性計画助成事業

<目標>

☆ノーマピック・スポーツ大会（徳島県障がい者スポーツ大会）の開催

③4推進

☆障がいのある人とない人がともに参加できるスポーツ大会の開催

③4推進

☆県健康福祉祭等のスポーツ及び文化交流大会等参加者数

③4, 800人

☆女性アスリート支援セミナーの開催（再掲）

4回／年

☆成人の週1回以上のスポーツ実施率

③65%

☆スポーツに関心のない人の割合

③0%

☆総合型クラブの法人取得等の自立を促進

③12

☆ウォーキングイベント参加者数

③4倍増（7, 000人）

基本目標4 「ふれあいとくしま」の推進

親睦や交流の場としてスポーツに親しむ

「ふれあいとくしま」の推進

＜方向性＞

1. ソフト・ハード一体となった環境整備による新たなスポーツ聖地の創出
2. 文化・食と連携したスポーツツーリズムによるとくしまの魅力発信
3. 新たなスポーツ交流を通じた地域活力の醸成

＜現状と課題＞

▶ ソフト・ハード一体となった環境整備

日本・関西においては、2019（平成31）年に「ラグビーワールドカップ2019」及び2020（平成32）年に「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」並びに2021（平成33）年に「ワールドマスタースゲームズ2021 関西」が開催されます。

本県のスポーツ施設の多くは1993（平成5）年に開催された東四国国体に向けて整備・改修されたものであり、老朽化が進行しています。一方で、国際スポーツ大会のキャンプ地誘致や競技会場においては、国際基準の施設整備が求められることがあります。

この機会に、県民誰もが「レガシー」を実感できるよう、スポーツ施設のレベルアップを図り、「ワンランク上の大会の開催」や「スポーツ合宿」の誘致を図る必要があります。

▶ キャンプ地誘致

国際スポーツ大会の開催効果を本県に最大限引き込むため、積極的なキャンプ地の誘致や競技会場の準備を推進する必要があります。

本県では、「ワールドマスタースゲームズ2021 関西」で公式競技としてカヌー（スラローム）、トライアスロン（トライアスロン／アクアスロン）、ウェイトリフティング、ボウリング、ゴルフの6競技種目の開催が決定し、オープン競技としてマラソン、ラフティング、サーフィンを位置付けられ、大会に向け機運をさらに盛り上げていく必要があります。

▶ 地域のスポーツ拠点

県南部において競技・生涯スポーツの拠点となる体育施設の整備を進めるとともに、県西部において生涯スポーツの拠点及び南海トラフ巨大地震等発災時には防災活動拠点となる施設を整備しています。

▶ 本県における特色あるスポーツ

本県では豊かで美しい自然を活かして、サイクリングのほか、ラフティング、トライアスロン、グラススキー、カヌー、サーフィン、ウェイクボードなどのアウトドアスポーツが盛んであり、スポーツツーリズムにおいても活用することが可能です。

▶ 観光誘客

2011（平成23）年以降の観光入込客数は、増加傾向にあり、特に、イベント参加を目的とした観光入込客数が増加しています。「四国と近畿の結節点」という地理的特性を活かした、県外からの観光客の増加に取り組む必要があります。

▶ 県西部におけるスポーツツーリズムに向けた取組

近年増加している訪日外国人客に向けた新しい観光資源として、ラフティングやウェイクボードの世界大会を契機とした「にし阿波」の自然を活かしたスポーツツーリズムの展開が求められています。

▶ 県南部におけるスポーツツーリズムに向けた取組

2017（平成29）年3月、県南部で体験することができるサーフィン等アウトドアスポーツのカタログ『南阿波アウトドア道場（第4版）』を発行しました。

今後、この冊子を活用し、国内外から誘客を図る必要があります。

▶ ホストタウンの取組を通じた本県PR

本県は、ドイツを対象国としたホストタウンに2016（平成28）年1月、1次登録しました。本県とドイツとは板東俘虜収容所、ベートーヴェン第九アジア初演の地という史実から、非常に深い関係にあり、ニーダーザクセン州と友好提携を結んでいます。

▶ スポーツを通じた国際交流

本県は友好交流提携を結んでいるニーダーザクセン州（ドイツ）等とのスポーツ交流を実施しています。県内選手の競技力の向上をはじめ、スポーツを通じた国際相互理解を推進するため、今後も交流を進めていく必要があります。

▶ 心のバリアフリーの推進

2020（平成32）年「東京オリンピック・パラリンピック」の開催に向け、これまで以上に障がい者スポーツに対する理解を深め、機運の醸成を図る必要があります。パラリンピックを県民に幅広く広報・啓発することで、障がい者スポーツに対する理解が一層深まり、誰もが人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」が加速されます。

また、国際スポーツ大会では海外から多くの競技者が訪れることが期待されるため、海外競技者に対する県内競技団体や、受入自治体、地域住民の「心のバリアフリー」を推進するとともに、国際スポーツ大会の後には、キャンプ地等で訪れた海外競技者と地域との交流を「レガシー」として継続させていく必要があります。

▶ プロスポーツと県民のふれあい

「徳島ヴォルティス」と「徳島インディゴソックス」の両プロチームは、いまや徳島の誇り、シンボルとして定着し、次世代を担う青少年に夢や希望を与えるとともに、県民の活力となっています。

また、県がプロスポーツと地域との連携した取組を支援することは、プロスポーツの活性化とともに、応援の機運の醸成や経済効果、スポーツ人口の拡大にもつながります。

県内外からの、両プロチームのホームゲームへの来場を促進するために、今後もさらなる取組を実施する必要があります。

▶ ふれあう機会の確保

すべての県民がその自主性のもとに、各々の関心や適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画できる機会の確保が求められています。

県民が生涯にわたりスポーツに親しむためには、スポーツイベントを展開する各種の団体との連携・協働のもとスポーツに関する効果的な情報発信を行うことが必要です。

▶ 魅力あふれる情報発信

総合型クラブをはじめ、多くの事業主体は、地域のニーズに応えるべく、魅力的なスポーツイベントを開催しています。本県としては、事業の実施を助成するだけでなく、ウェブサイトや、SNS等を利用し、情報発信をしています。

＜施策の展開＞

- ◇ 国際スポーツ大会のレガシーとして県内スポーツ施設の整備・改修を進めるとともに、一層の利用促進を図る。
- ◇ 国際スポーツ大会関連以外の施設についても、競技人口が多く、急務・重点となる施設については先行的な整備を図る。
- ◇ ラグビーワールドカップ2019及び東京オリンピック・パラリンピック等国際スポーツ大会のキャンプ地の積極的な誘致活動を展開する。
- ◇ 「ワールドマスタースゲームズ2021関西」の開催に向け、プレ大会を関係機関と連携のもと実施し、機運醸成を図るとともに、受入体制の構築を図る。
- ◇ 「ワールドマスタースゲームズ2021関西」で構築したノウハウを各スポーツイベントにフィードバックし、より魅力的な大会を展開するとともに、地元と連携し地域活性化を図る。
- ◇ 長寿命化を図るとともに、避難場所や広域応援部隊の活動拠点とされている施設については、防災拠点施設としての機能強化を図る。
- ◇ 県西部において健康と防災の両面から利用できる西部健康防災公園の整備を図るとともに、広大なフィールドや施設の一体的な利活用を促進する。
- ◇ 県南部における生涯スポーツの拠点作りのため、引き続き橘港小勝・後戸地区の緑地においてソフトボール場の整備を図る。また、県南地域においては「健康づくり」と「防災活動拠点」の機能を兼ね備えた拠点として、南部健康運動公園の整備を図る。



◇ 「おどる宝島! パスポート」をはじめとする誘客コンテンツの整備、効果的な魅力発信や旅行商品の造成促進等による「①観光目的客の取り込み」、コンベンション誘致促進による「②ビジネス目的客の取り込み」、「東京オリンピック・パラリンピック」をはじめとする国際スポーツ大会を見据えた「③「訪日外国人4000万人時代」に向けた取組」を核とする戦略的な取組を推進することにより、観光誘客を促進する。

おどる宝島! パスポートチラシ

- ◇ 世界水準の「にし阿波」観光地域づくりの一貫として、ラフティング、ウェイクボードなどを活用したスポーツツーリズムを展開する。
- ◇ 「自転車王国とくしま」のブランド力を県西部での観光振興に生かすため、「ツール・ド・にし阿波」を利用した「にし阿波」振興のためのPRイベントを行う。



- ◇ 観光商談会やファムツアー^{*9}などで『南阿波アウトドア道場（第4版）』を、スポーツツーリズム展開の素材集として活用、県南のPRを図り、「四国の右下」をサーフィンやトライアスロン等、アウトドアスポーツのメッカにする。
- ◇ 外国人対応可能な事業者およびプログラムなどの内容を見直し、『南阿波アウトドア道場』冊子の多言語化（英語・繁体字）を行う。

『南阿波アウトドア道場 4th edition』

- ◇ ホストタウンとしての特徴ある取組として、産学官連携組織「東京オリ・パラ『阿波ふうど』でおもてなし協議会」による「徳島ならではの」「農山漁村」を活用した国際交流を推進する。
- ◇ 上記推進協議会を中心に「GAP^{*10} 取得の推進」「加工品やメニューの開発」「モニターツアーの検討・実施」「オリパラ対応食材の周知」等を計画的に実施する。
- ◇ ドイツ等と、カヌー、柔道をはじめとするスポーツ分野での交流を実施する。
- ◇ 通訳ボランティア団体等を活用し、通訳ボランティアの拡大やスキルアップを図り、国際スポーツ大会の受入体制を充実させる。
- ◇ 障がい者トップアスリートが、小・中・高等学校、特別支援学校を訪問し、自身の経験や競技の魅力を伝え、障がい者スポーツの理解を深めるとともに、パラリンピックの機運を盛り上げる。
- ◇ ラグビーワールドカップ2019及び東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致対象国と県内の子どもたちとの交流を行う。
- ◇ 県民が地元プロスポーツチームを応援することにより、スポーツへの関心や地域の活力、連帯感を高め、プロスポーツ選手と交流することにより、スポーツの楽しさや喜びを体験できる機会を創出する。
- ◇ 子どもたちへの指導や普及活動等、プロスポーツチームが取り組む地域貢献活動を促進し、子どもたちに夢や希望を与え、青少年の健全育成を図る。
- ◇ プロスポーツ等の試合による経済波及効果を高めるため、試合会場でのイベントの開催や、施設の整備等を充実し、交流人口の拡大を図る。
- ◇ 県外の企業や大学等のスポーツ合宿を誘致することにより、県内スポーツ施設、宿泊施設等の利用促進、合宿を通じた交流人口の増加や観光客としてのリピーター確保を図る。
- ◇ スポーツに対する県民の関心と理解を深め、スポーツへの参加及び支援を促進するための機会を創出する。

*9 familiarization tour の略。観光誘客促進のため、旅行会社などによる現地視察ツアー。

*10 Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略。対応することによって、持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。



◇ 本県の魅力発信，県民スポーツの振興，健康増進及び交流人口の増加による地域活性化を図るため「とくしまマラソン」の開催を支援する。

とくしまマラソン大会

- ◇ Love&Fan サイトを媒体とし，総合型クラブ等が実施する魅力あふれるスポーツイベントを広く周知する。
- ◇ 「自転車王国とくしま」の Facebook により，同取組をはじめ，広くサイクルスポーツ関連の話題やその他の取組を広く周知する。

＜施策一覧＞

◎体育施設の整備拡充・長寿命化

- ①鳴門・大塚スポーツパーク（ポカリスエットスタジアムトラック改修・球技場芝生の改修）
- ②JAバンク蔵本公園（ちょきんぎょプール改修）
- ③県立中央武道館（空調設備・受電設備改修）
- ④南部健康運動公園（陸上競技場の整備）
- ⑤橘港小勝・後戸地区緑地（ソフトボール場の整備）

◎外国語（英語・繁体字）版『南阿波アウトドア道場』の作成

◎「GAP対応」等徳島ならではの「食」のおもてなしの推進

ホストタウンとして，「GAP対応」，「オリパラ対応食材の周知」等を計画的に実施する

◎4大モチーフを活用したあわ文化の発信

国民文化祭において徳島を代表する文化として位置づけられた，「阿波藍」，「阿波人形浄瑠璃」，「阿波おどり」，「ベートーヴェンの第九」を活用してあわ文化を，ホストタウンにおける特徴ある取組として活用する

◎「あわっ子文化大使」によるあわ文化体験ツアーの実施

◎「徳島ヴォルティス」ホームタウンデーへの招待の実施

◎「徳島インディゴソックス」ホームゲームへの招待の実施

◎「とくしまマラソン」の開催

＜目標＞

☆東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致

③23件（累計）

☆ホストタウン相手国等とのスポーツ交流件数

③110件（累計）

☆ラグビーワールドカップ2019事前キャンプの誘致

③1受入れ

☆国際スポーツ大会の誘致対象競技をはじめとした施設の利用環境の向上

③4推進

- ・「とくしまカヌー・レガシーセンター」の整備・利用促進
- ・鳴門・大塚スポーツパーク球技場芝生の改修
- ・JAバンク蔵本公園ちょきんぎょプールの改修
- ・県立中央武道館空調等の整備
- ・橘港小勝・後戸地区の緑地整備
- ・西部健康防災公園の整備
- ・南部健康運動公園の整備
- ・既存の体育施設の長寿命化・防災機能の強化

☆徳島ヴォルティスホームタウンデー年間招待者数

③2,000人

☆徳島インディゴソックスホームゲーム年間招待者数

③2,000人



第4章 計画の推進体制

1 推進体制

県は、基本理念・基本目標の実現に向け、市町村、市町村教育委員会、県体育協会、県スポーツ振興財団、競技団体、総合型クラブほかスポーツ関係団体、県内大学・企業などの連携・協働により、本計画に盛り込まれた各種施策を効果的・効率的に実施します。

さらに、徳島県スポーツ推進審議会を定期的開催し、基本目標ごとに掲げた施策目標の達成状況の評価を行います。

2 役割分担

(1) 行政の役割

①県の役割

- ・市町村で行うのが困難な広域的事業を実施し、市町村等への助言・支援を行います。
- ・地域の実情に応じた独自性のあるスポーツへの取組を支援します。
- ・県内外に向けてスポーツのイベントや施設の情報を発信します。
- ・スポーツ関係団体や企業、プロスポーツ、大学と連携・協働を図り、人材の交流やスポーツ医科学等の知識普及について、全県域での展開を図ります。

②市町村の役割

- ・国の『スポーツ基本計画』、県の『徳島県スポーツ推進計画』を参酌して、地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定することが求められています。
- ・住民のスポーツに関するニーズを把握し、地域のスポーツ団体や関係機関と連携しながら、住民がスポーツに親しむために必要な環境を整備し、体制を整えることが求められます。このことから、スポーツに関する団体等が一堂に会する場を設定するなどの調整・推進役を担うことが求められます。
- ・地域において熱意と能力があり、効果的に連絡調整できる者を、スポーツ推進委員として委嘱し、その資質向上のための研修の充実を図ることが期待されます。
- ・地域の実情に応じて、公共スポーツ施設の指定管理者として総合型クラブを積極的に活用することが期待されます。
- ・地域の特色を活かした競技会の開催や地元選手の育成・強化・応援、国際大会や全国大会で活躍した選手等を表彰することによる、スポーツを通じた地域の活性化が期待されます。

(2) 教育機関等の役割

①幼稚園・保育所の役割

- ・幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身につけさせるための取組を行うことが求められます。

②小・中・高等学校の役割

- ・学校施設を地域に開放して、地域のスポーツ活動の場として提供することが期待されます。
- ・子どもにスポーツの楽しみや喜びを伝え、子どもが生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育むことが求められます。
- ・運動部活動においては、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力を得られる体制づくり、社会体育施設や社会体育関係団体等との連携が求められます。

③大学の役割

- ・行政や企業、県体育協会や他の教育機関との連携により、スポーツ医科学研究や人材の交流、施設の開放、ジュニアアスリートの発掘・育成等に取り組むことが期待されます。
- ・学生によるスポーツボランティア活動等の地域貢献活動を支援することが期待されます。

(3) スポーツ団体等の役割

①スポーツ関係団体の役割

＜競技団体＞

- ・県体育協会と連携し選手の強化、指導者の資質向上を図ることや、各競技の普及に努めることなどが期待されます。
- ・プロスポーツや企業、大学等と連携し、ジュニア期からの一貫した指導体制を確立していくことが期待されます。
- ・トップアスリートや優れたスポーツ指導者等を総合型クラブや地域スポーツクラブ、学校等へ派遣することが期待されます。
- ・スポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るための講習会等に取り組むことが期待されます。
- ・各団体が有するスポーツ指導者情報を広域スポーツセンターへ提供し、団体間の共有化を図っていくことが期待されます。
- ・団体運営の透明性の確保を図っていくことが期待されます。
- ・選手の将来的なキャリア形成にも配慮した適切な支援に努めることが期待されます。

＜県体育協会＞

- ・競技団体を統括する団体としての役割を踏まえ競技団体の競技力向上及び運営の透明性の確保を図っていくことが期待されます。

＜県レクリエーション協会＞

- ・広く県民のスポーツ・レクリエーション活動のニーズに対応するため、指導者の育成と研修や様々なプログラムの展開、情報の収集と提供が期待されます。

＜県障がい者スポーツ協会＞

- ・障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境づくりや競技力の向上に取り組むことにより、総合的な障がい者スポーツの振興を図り、障がい者の健康増進や社会参加を促進するとともに、障がいに対する県民の相互理解を深めることが期待されます。

＜スポーツ少年団＞

- ・スポーツとの多様な関わり方の場の提供とともに、教育機関との連携等を通じて、中学生や高校生等の地域スポーツへの参加を促進する取組を行うことが期待されます。

＜小・中・高等学校体育連盟＞

- ・主催する大会等について、県や市町村と協議しながら総合型クラブで活動する生徒等の参加を認めたり、地域スポーツクラブの大会との交流大会を実施したりするなど、柔軟な対応が図られるよう検討することが期待されます。

＜県スポーツ振興財団＞

- ・広く県民のスポーツやスポーツ・レクリエーション活動のニーズに対応するため、指導者の養成と研修や様々なプログラムの展開、情報の収集と提供が期待されます。

＜県スポーツ推進委員連絡協議会＞

- ・スポーツ推進委員が市町村のスポーツ推進のための事業の実施にかかる連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うため、スポーツ推進委員の資質の向上に努めることが期待されます。

＜総合型クラブ・地域スポーツクラブ^{*11}＞

- ・子どもと保護者・家族が、異年齢の子どもや多世代の大人とともにスポーツに親しむことができるよう、幅広い世代の参加者を確保したクラブ運営が期待されます。
- ・スポーツ指導者に対し、学校の体育に関連する活動に対する理解の促進を図ることが期待されます。
- ・地域住民が主体的に取り組み、スポーツ活動を推進することにより、地域のコミュニティの核として充実・発展していくことが期待されます。

②プロスポーツや企業スポーツの役割

- ・スポーツ教室の開催や指導者としての地域への派遣のほか、社会貢献活動による地域との共生を目指した活動が期待されます。
- ・観光振興の大きな資源となり、試合観戦などで交流人口を拡大させるとともに、地域経済を活性化させることが期待されます。

*11 総合型クラブ、スポーツ少年団に限らず、スポーツチームなど地域で活動するスポーツクラブを指す語。

(4) 県民の役割

①県民に期待される役割

- ・県民一人一人が生涯にわたりスポーツに主体的に取り組み、健康で豊かな生活を送ることが期待されます。
- ・県民一人一人が地域のコミュニティの一員として、スポーツを通じて自らも地域社会を構築していくことが期待されます。

②企業に期待される役割

- ・地域社会の一員として、スポーツ振興を通じて利益を地域に還元することは、社会的にも意義のあることであり、企業価値の向上に欠かせないものであることから、企業の「社会貢献」「地域共生」の観点からスポーツへの支援が期待されます。

3 計画の施策目標一覧

【輝くとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
東京オリンピック・パラリンピック及びデフリンピックに日本代表として出場・参加できる本県ゆかりの選手、指導者	—	③14人
国民体育大会天皇杯順位	②46位	③30位台
国民体育大会の入賞数	(個人) ②33 (団体) ②2	(個人) ③45 (団体) ③16
高校総体(全国大会)もしくは同規模大会での入賞数	②40	③50
プロスポーツ選手やコーチなどによる「スポーツ教室」	②185回	③200回
各学校や競技団体のチームへの医科学サポートスタッフのサポート件数	—	[毎年]のべ70件
女性アスリート支援セミナーの開催	—	[毎年]4回
【元氣なとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
運動好きの子どもの割合で全国平均を上回るカテゴリー数(小学校5年生の男女、中学校2年生の男女、の合計4)	②3	③全カテゴリー
総合型クラブが行う未就学児・小学生を対象とした事業への助成件数	②9	③20
小学校5年生、中学校2年の『運動能力調査』で、全国平均を上回る競技数(全34種目中)	②12種目	③17種目
ICTランキングシステムの参加チーム数	②3,343	③4,000
徳島科学技術高校のアーチェリー、ウエイトリフティング、弓道の3競技施設一体整備	—	～③0整備完了 ③1～使用開始
高校総体(全国大会)もしくは同規模大会での入賞数(再掲)	②40	③50
徳島県高等学校総合体育大会の参加率	②48.3%	③55%
【豊かなとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
ノーマピック・スポーツ大会(徳島県障がい者スポーツ大会)の開催	②開催	③推進
障がいのある人となない人がともに参加できるスポーツ大会の開催	—	③推進
県健康福祉祭等のスポーツ及び文化交流大会等参加者数	②4,187人	③4,800人
女性アスリート支援セミナーの開催	—	[毎年]4回
成人の週1回以上のスポーツ実施率	②47.1%	③65%
スポーツに関心のない人の割合	—	③0%
総合型クラブの法人取得等の自立を促進	②8	③12
ウォーキングイベント参加者数	②3,500人	③倍増
【ふれあいとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致	—	③3件(累計)
ホストタウン相手国等とのスポーツ交流件数	②4件	③10件(累計)
ラグビーワールドカップ2019事前キャンプの誘致	—	③受入れ
国際スポーツ大会の誘致対象競技をはじめとした施設の利用環境の向上	—	③推進
「とくしまカヌー・レガシーセンター」の整備・利用促進 鳴門・大塚スポーツパーク球技場芝生の改修 JAバンク蔵本公園ちよきんぎょプールの改修 県立中央武道館空調等の整備 橋本小勝・後戸地区の緑地整備 西部健康防災公園の整備 南部健康運動公園の整備 既存の体育施設の長寿命化・防災機能の強化	—	—
徳島ヴォルティスホームタウンデー年間招待者数	②1,732人	③2,000人
徳島インディゴソックスホームゲーム年間招待者数	②1,655人	③2,000人

参考 参考資料**『スポーツ基本法』**

(平成23年6月24日法律第78号)

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 スポーツ基本計画等（第9条・第10条）

第3章 基本的施策

第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第11条—第20条）

第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第21条—第24条）

第3節 競技水準の向上等（第25条—第29条）

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備（第30条—第32条）

第5章 国の補助等（第33条—第35条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体

の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互

理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

- 第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

- 第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

- 第5条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

- 第6条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

- 第7条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

- 第8条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第30条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第3章 基本的施策

第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第11条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第12条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第13条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第14条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第15条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第16条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第17条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第18条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が

果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第19条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第20条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第21条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第22条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（体育の日の行事）

第23条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第24条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現

等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第3節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第25条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第26条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第27条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第28条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第29条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成13年9月16日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第30条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第5章 国の補助等

（国の補助）

第33条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、

これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第11条から第13条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第34条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第35条 国又は地方公共団体が第33条第3項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第9条第2項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第13条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第2条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第4条の規定により策定されている同条第1項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第3項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第9条又は第10条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第4条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第19条第1項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第5条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第75条の3第1号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第6条 放送大学学園法（平成14年法律第156号）の一部を次のように改正する。

第17条第4号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第20条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第2項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第7条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）の一部を次のように改正する。

第20条第4号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第20条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第2項」に改める。

『徳島県スポーツ推進条例』

(平成26年3月20日徳島県条例第43号)

徳島県は、剣山、吉野川及び県南部の海岸線をはじめとする豊かな自然を生かしたグラススキー、ラフティング、サーフィン等のアウトドアスポーツが盛んである。また、春の風物詩であるとくしまマラソンの開催や、県民に誇りと喜び、夢と感動を与えるスポーツ選手の活躍等を通して、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せている。そして、こうしたスポーツに親しみ、又はスポーツを楽しむため、広く県内外から訪れる人々を温かく迎えるお接待の文化が、本県には古くから根付いている。

このような本県の特性に加え、スポーツは、心身の健全な発達、健康の保持増進並びに体力及び運動能力の向上に重要な役割を果たす運動競技その他の身体活動であるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、特に青少年の健全な育成及び人格の形成に資するものである。

さらに、スポーツは、家族や仲間とのふれあいを生み、地域間の交流を促進し、地域の連帯感や郷土を愛する心を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。

こうした県民生活においてスポーツが有する役割の重要性等に鑑み、スポーツの推進についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、県民の理解と参画のもとに、スポーツに関する環境の整備に努め、本県のスポーツ人口の増加や競技力の向上を目指し、スポーツによる明るく豊かな県民生活を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進は、全ての県民が、少年期、青年期、壮年期、高年期等の各段階(以下「ライフステージ」という。)において、スポーツの有する意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2 スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。

- 3 スポーツの推進は、青少年の体力の向上を図るとともに、公正さ及び規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。
- 4 スポーツの推進は、障がい者が積極的にスポーツに参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。
- 5 スポーツの推進は、県内に居住したことがあり、若しくは県内に活動の拠点を置くスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム(以下「県のスポーツ選手等」という。)が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。
- 6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。
- 7 スポーツの推進は、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の役割)

第5条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上のため、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第6条 県民及び事業者は、スポーツの県民生活及び地域社会において果たす役割について、理解を深め、将来の世代への継承に配慮するよう努めるとともに、地域におけるスポーツの発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第7条 県、スポーツ団体、県民及び事業者その他の関係者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第8条 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(県民のスポーツ活動への参加の促進)

第9条 県は、スポーツに対する県民の関心を高め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

(ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進)

第10条 県は、全ての県民が生涯にわたって、ライフステージ、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域におけるスポーツ活動を担う人材及び地域スポーツクラブ(地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であって、ライフステージ、体力、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。以下同じ。)の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第11条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設(スポーツ施設の設備を含む。次項において同じ。)の整備並びに機能の維持及び改善に努めるものとする。

2 県は、県が設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として、有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(心身の健康の保持増進のためのスポーツの推進)

第12条 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツを推進するため、当該スポーツに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年のスポーツに参加する機会の提供等)

第13条 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、青少年がスポーツに参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校における体育の充実)

第14条 県は、学校における体育の充実を図るため、体育に関する教員の資質の向上に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者のスポーツ活動の推進)

第15条 県は、障がい者が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供、障がい者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第16条 県は、競技水準の向上を図るため、市町村、スポーツ団体等と協力し、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツ指導者の確保及び養成、スポーツに関する医学をはじめとする科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化等)

第17条 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の全国への発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民との交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの競技会その他の催しの開催、県外からのスポーツの合宿の誘

致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

第18条 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うものとする。

（財政上の措置）

第19条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されているスポーツの推進に関する県の計画であって、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第8条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

『とくしまスポーツ憲章』

平成20年1月24日制定

“踊り出す 阿波の国から 人・ゆめ・スポーツ”

制定にあたって

私たちがスポーツ文化に親しんで、生活を豊かに健やかにしていくためには、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じてスポーツに取り組むことが大切です。

スポーツに取り組むということは、スポーツを「する」に加えて、観戦・応援する「みる」、あるいは、ボランティアとしてイベントを「支える」、アスリートとして力や技を「極める」など、スポーツがもたらしてくれる喜びや感動を共有することでもあります。

県民をあげて様々な形でスポーツに取り組んでいくことは、私たち一人ひとりの健康や健全な社会づくりに役立つとともに、本県のスポーツ人口の増加や競技力の向上に役立つと考えます。

県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する、全国に誇りうる「とくしまスポーツ王国づくり」の実現を目指して、ここに、『とくしまスポーツ憲章』を制定します。

私たちが目指すこと

運動好きで健やかな子どもたちが育つ「元気なとくしま」

生涯にわたってスポーツを楽しむ「豊かなとくしま」

世界にはばたくトップアスリートが育つ「輝くとくしま」

親睦や交流の場としてスポーツに親しむ「ふれあいとくしま」

実現に向けて

運動好きで健やかな子どもたちが育つ「元気なとくしま」

豊かなスポーツライフの基盤づくりは、子ども時代の運動体験に始まります。小さな時から、運動の楽しさや喜びを味わわせ、運動好きな資質とスポーツを楽しむ習慣を身につけさせることが大切です。また、子どもたちの体力・運動能力の向上は、将来の本県の活性化につながります。家庭・学校・地域が連携し、運動場や広場から、スポーツに取り組む子どもたちの元気な声が聞こえる環境づくりに取り組みましょう。

- 体育学習や様々な活動を通して、運動好きな子どもたちを育てましょう。
- 親子がふれあう「ファミリースポーツデー」をつくりましょう。
- 家庭・学校・地域で、世代を超えた人々が子どもたちといっしょにスポーツに取り組んで、楽しんだり交流したりできる自由で安全な場や環境づくりに取り組みましょう。

生涯にわたってスポーツを楽しむ「豊かなとくしま」

生涯スポーツ社会の実現のためには、生活の中に自然にスポーツがとけ込んでいくことが大切です。豊かなスポーツライフを実現するため、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じてスポーツに親しめる社会づくりに取り組みましょう。

- 1週間に1回以上は、マイスポーツ（オンリーワンスポーツ）に取り組み、スポーツラ

イフの確立と健康づくりに取り組みましょう。

- 自分の体力・運動能力を確認し、積極的にスポーツに参加しましょう。
- 身近なスポーツ活動の場となる地域のスポーツクラブに参加し、家族や地域みんなでスポーツを楽しむなど、生活の中にスポーツを取り入れましょう。

世界にはばたくトップアスリートが育つ「輝くとくしま」

自らの能力と技術の限界に挑戦し、最後まであきらめず、全力でひたむきに競技する姿は、みる人に大きな夢と感動を与えてくれます。わたしたちは、国内外で頂点を極める選手や指導者が育つ「輝くとくしま」の実現を目指しましょう。

- アスリートや指導者が育つ環境づくりを進め、オリンピックや国内外で活躍する本県アスリートをみんなで育てましょう。
- 本県出身アスリートや県代表チーム・選手をみんなで応援しましょう。
- 優秀な成績を挙げた選手や指導者を顕彰しましょう。

親睦や交流の場としてスポーツに親しむ「ふれあいとくしま」

様々なスポーツ活動は、地域コミュニティの再生や創造につながります。また、大規模でハイレベルなスポーツイベントの開催や地元チームの活躍は、私たちに大きな夢と感動をもたらしてくれます。本県のスポーツを振興するため、積極的に観戦したり、ボランティアとして支援しましょう。

- スポーツを通じて、仲間づくりや地域コミュニティの活性化に取り組みましょう。
- 身近で開催されるスポーツイベントに、応援やボランティアとして積極的に参加しましょう。
- 親子や家族・地域みんなで、地元プロスポーツチームやスポーツイベントを応援しましょう。

徳島県スポーツ推進審議会委員

任期：平成28年9月1日～平成30年8月31日

	役 職	氏 名
委 員	徳島県障がい者スポーツ協会会長	小谷 敏弘
委 員	徳島大学大学院医歯薬学研究部教授	西良 浩一
副会長	徳島大学大学院総合科学研究部教授	佐藤 充宏
委 員	総合型地域スポーツクラブ連絡協議会常任理事	住田 瑞子
委 員	トクシマフィットネスラボ代表・主宰	関本 真美
委 員	徳島県水泳連盟理事長、OKスイミングスクールコーチ	竹林 義浩
委 員	生光学園中学校・高等学校教諭	豊永 陽子
委 員	徳島新聞社編集局運動部長	延 慎太郎
委 員	徳島県女子体育連盟会長	林 博子
委 員	元オリンピック日本代表	弘山 晴美
会 長	徳島県体育協会専務理事	分木 秀樹
委 員	四国大学生生活科学部児童学科講師	細谷 洋子
委 員	徳島県市町村保健師連絡協議会会長	丸岡 重代
委 員	大塚製薬株式会社徳島本部総務部部長	吉野 誠
委 員	徳島インディゴソックス球団運営マネージャー	米本 元子

(敬称略・五十音順)